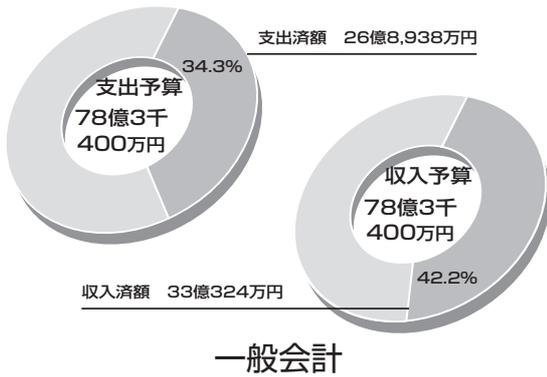


町の財政状況

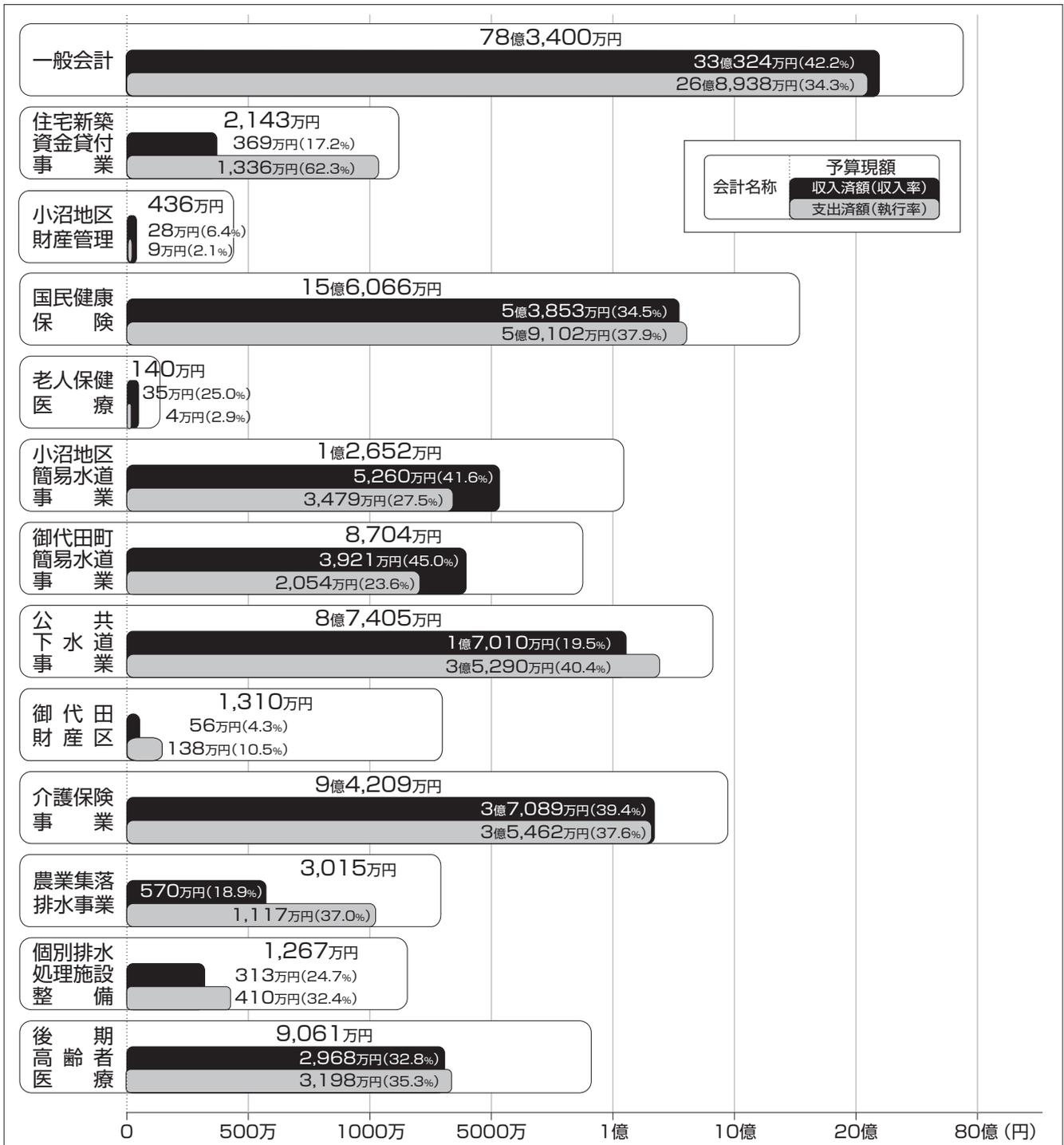
今年4月から9月末までの財政状況は…



一般会計の予算総額は、当初予算に2回の補正を加え、総額78億3,400万円となり、昨年と同じ時期に比べて6億2,531万円の増となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた12会計の合計が37億6,408万円となりました。

4月から9月末までの一般会計予算の執行状況は、予算の42.2%が収入済み、34.3%が執行済みとなっています。



提出期限は1月31日です

平成23年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

工場・商店・農業・サービス業などを経営されている、駐車場やアパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

申告が必要な償却資産

償却資産とは、土地および家屋以外の事業などに使用する資産で、次の6種類に分かれています。

- ① 構築物
- ② 機械および装置
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具
- ⑥ 工具・器具・備品

原則として申告の対象にならないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

申告の方法

○前年度申告をされた方
町から12月中旬頃に申告書を送付しますので、平成22年1月から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○今年度新規に申告される方
今回初めて申告される方は、申告書が税務課資産税係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。なお、事業を行っていても、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

○電算処理で申告される方
事業所独自のコンピュータで申告書を作成される場合は、平成23年1月1日現在の全資産を申告してください。

申告書の提出期限

申告期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

平成22年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築等に伴い、平成22年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしていない方で、『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していただかないと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります課税明細書により確認ができます。

所有者が亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税等の賦課徴収および還付に関する書類を受領する相続人の代表者を『相続人代表者指定届出書』により提出してください。

問い合わせ先 税務課資産税係(内線42・49)